

議案第51号

愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について

愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市観光案内所の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があるからである。

愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、愛西市観光案内所（以下「案内所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の観光情報を広く発信するとともに、本市を訪れる観光客の利便を図るため、案内所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 案内所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
愛西市観光案内所	愛西市森川町井桁西25番地1

(事業)

第4条 案内所は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 観光案内その他観光情報の提供に関する事業
- (2) 特産品等の展示に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用の制限等)

第5条 市長は、案内所を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒否し、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) その他案内所の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第6条 利用者は、故意又は過失によって案内所又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。